

資料3

社会保障（補足説明資料）

■ 財政制度等審議会 財政制度分科会 財政構造改革部会 2009年5月11日 ■

財務省主計局が5月11日の財政構造改革部会に提出した資料。これに先立ち同局は、4月21日開催の同会議で、「医療提供体制の再構築－医師偏在の是正－」なる資料を提出。都道府県別の医師数を、人口、面積を勘案し、47都道府県別に指数化した一覧を示した上で、都道府県単位の「医師偏在」の「是正の手法」として、「経済的手法」と「規制的手法」があるとした。新聞報道によれば、経済的手法とは「医師不足地域への診療報酬を手厚くする」ことを、「規制的手法」については、ドイツで地域や診療科目別で開業できる医師の定員を定めているような手法を、それぞれ意味するとされる。今回の「補足説明資料」は、4月の提出資料における規制的手法として「ドイツにおける医師配置の規制について」を補足資料として示したものと考えられる。

資料 1

社 会 保 障

（ 補 足 説 明 資 料 ）

平成 21 年 5 月 11 日
財 務 省 主 計 局

都道府県別の医師数の状況
（18年度の医師数をベースに指数化）

	人口：面積 (9:1)	面積指数	人口指数		人口：面積 (9:1)	面積指数	人口指数		人口：面積 (9:1)	面積指数	人口指数
1 東京都	3.36	22.04	1.29	17 島根県	1.12	0.38	1.20	33 滋賀県	0.93	0.96	0.92
2 大阪府	2.56	15.23	1.15	18 佐賀県	1.11	1.12	1.11	34 千葉県	0.92	2.53	0.74
3 神奈川県	1.62	8.67	0.83	19 沖縄県	1.08	1.73	1.01	35 北海道	0.92	0.19	1.00
4 福岡県	1.52	3.78	1.27	20 大分県	1.08	0.75	1.11	36 山梨県	0.90	0.56	0.93
5 京都府	1.41	2.16	1.32	21 広島県	1.07	1.04	1.08	37 長野県	0.87	0.44	0.92
6 徳島県	1.25	0.72	1.31	22 兵庫県	1.07	1.87	0.99	38 山形県	0.87	0.47	0.91
7 長崎県	1.25	1.27	1.24	23 山口県	1.07	0.76	1.10	39 静岡県	0.86	1.21	0.82
8 香川県	1.22	1.78	1.16	24 愛媛県	1.06	0.80	1.09	40 三重県	0.86	0.80	0.86
9 鳥取県	1.20	0.62	1.26	25 鹿児島県	1.02	0.59	1.07	41 秋田県	0.85	0.26	0.92
10 岡山県	1.19	0.97	1.22	26 奈良県	0.98	1.06	0.97	42 岐阜県	0.81	0.51	0.84
11 高知県	1.19	0.40	1.28	27 宮崎県	0.97	0.52	1.02	43 福島県	0.80	0.37	0.85
12 和歌山県	1.15	0.74	1.19	28 群馬県	0.96	0.87	0.97	44 新潟県	0.80	0.53	0.83
13 愛知県	1.14	3.56	0.88	29 福井県	0.95	0.56	1.00	45 青森県	0.78	0.38	0.83
14 熊本県	1.14	0.95	1.16	30 宮城県	0.95	0.93	0.95	46 岩手県	0.78	0.22	0.84
15 石川県	1.14	0.93	1.16	31 埼玉県	0.94	3.51	0.66	47 茨城県	0.74	0.99	0.71
16 富山県	1.12	1.65	1.07	32 栃木県	0.94	0.85	0.95				

（注）都道府県ごとの医師数について、面積当たり及び人口当たりで、それぞれ全国平均を1として指数化。これを人口：面積を9：1に配分し、上位（医師数が相対的に多い）の都道府県から順に並べたもの。

ドイツにおける医師配置の規制について

○ 公的医療保険における保険医（開業医）の配置規制

- ・ ドイツにおいては、従来より、各州の保険医協会と保険者団体が協力して策定する保険医需要計画に基づき、保険医（開業医）の開業規制が存在
- ・ 保険医需要計画では、各地域における人口密度等に応じて区分した10の地域区分（需要サイド）と、14の診療科（供給サイド）ごとに、保険医として開業できる医師の定員を定めており、この定員を10%以上上回る地域・診療科では、原則として新規開業は不可
（各地域・各診療科の定員は、開業医1人当たりの住民数をもとに機械的に設定）

（注1）10の地域区分

全国を地域開発計画上の10区分（大規模人口稠密地域・4段階、人口稠密化地域・3段階、人口密度の低い周辺地域・2段階、ルール地方）に分類。（ドイツ全土が約400の地域に分類される）

（注2）14の診療科

麻酔科、眼科、外科、内科、産婦人科、耳鼻科、皮膚科、小児科、神経科、整形外科、精神科、放射線科、泌尿器科、家庭医

○ 2007年の医療保険制度改正における新たな医師数のコントロール方策

- ・ 保険医の過剰地域及び過少地域には、通常の1点当たり単価から減額又は増額された単価が適用されるシステムが導入される（2010年より施行予定）